

悪臭防止法施行規則 より抜粋

(昭和四十七年五月三十日総理府令第三十九号)

(排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準の設定方法)

第三条 法第四条第一項第二号 の環境省令で定める方法は、特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により流量を算出する方法とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

(この式において、 $q$ 、 $H_e$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

$H_e$  次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

$C_m$  法第四条第一項第一号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

(次項に規定する方法により補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合には、この式は、適用しないものとする。)

2 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 (Q \cdot V)) \div (1 + (2.58 \div V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.301 \log J + (1 \div J) - 1\}$$

$$J = (1 \div (Q \cdot V)) \times \{1460 - 296 \times (V \div (T - 288))\} + 1$$

(これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ(単位 メートル)

$H_o$  排出口の実高さ(単位 メートル)

$Q$  温度十五度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

$V$  排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

$T$  排ガスの温度(単位 絶対温度)

( 排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の設定方法 )

第四条 法第四条第一項第三号 の環境省令で定める方法は、特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により排出水中の濃度を算出する方法とする。

$$C L m = k \times C m$$

( この式において、C L m、k 及びC mは、それぞれ次の値を表すものとする。 )

C L m 排出水中の濃度 ( 単位 ーリットルにつきミリグラム )

k 別表第二の第二欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第三欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第四欄に掲げる値 ( 単位 ーリットルにつきミリグラム )

C m 法第四条第一項第一号の規制基準として定められた値 ( 単位 百万分率 ) )

メチルメルカプタンについては、上記により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002mg未満の場合は、当分の間1リットルにつき0.002mgを排出水中の許容濃度とする ( H6.4 総令 23 より )